

平成 21 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 21 年 2 月 25 日（水曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 中村 善吉

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

小嶋 廣司 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

健康課長 岡田 まり子

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

収納課参事(兼)収納課長補佐 角田 三雄

下水道課長 櫻井 友巳

下水道課長補佐 今野 淳

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

管理課長 小幡 誠志

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前9時58分 開議

○中村委員長

補正予算特別委員会2日目でございます。

早速本日の特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員会を開きます。

- 議案第 16 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○中村委員長

初めに、議案第 16 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 2 の 95 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費で 4,429 万 7,000 円の増額補正でございます。

ここで、この増額の経緯でございますが、平成 20 年 4 月からの医療制度改革によりまして、65 歳から 74 歳までの退職医療制度の加入者であった方々が、一般被保険者へ移行しております。このことに伴いまして、5 月分からの療養給付費は増加傾向を示しております。

これら状況の中で、年額は 29 億 5,096 万 7,000 円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

2 目退職被保険者等療養給付費で 465 万 4,000 円の減額補正ですが、これは一般へ被保険者が移行したことに伴いまして、5 月分からの療養給付費は減少傾向を示しております。

これら状況の中で、年額は 2 億 3,861 万 4,000 円に見込まれますので、計上済額との差額を減額するものであります。

3 目一般被保険者療養費で 827 万 2,000 円の減額補正でございます。これも医療制度改革によりまして、5 月分からの療養費は増加傾向を示しておりますが、その伸びは比較的緩やかであります。

これら状況の中で、年額は 5,298 万 3,000 円に見込まれますので、計上済額との差額を減額するものであります。

4 目退職被保険者等療養費で 166 万円の増額でございますが、これも医療制度の改革によりまして、5 月分からの療養費は減少傾向を示しているものの、療養費そのものには伸びがございます。

これら状況の中で、年額は 446 万 5,000 円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

5 目審査支払手数料で 46 万 3,000 円の減額補正ですが、これはレセプト審査に係るもので、レセプト件数の実績に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費で 8,597 万 7,000 円の増額、2 目退職被保険者等高額療養費で 2,343 万 6,000 円の増額ですが、一般と退職の双方を合算しまして、前年度と比較いたしますと約 20%の伸びになっております。これは医療費が高額になる方が多くなっている傾向がございまして、高額該当件数の伸びによるものであります。

次の 99 ページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費で 127 万円の減額は、支給実績に伴う減額であります。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金で 737 万 7,000 円の増額、2 目保険財政共同安定化事業拠出金で 1,284 万 6,000 円の減額は、拠出金の確定に伴うものであります。

○岡田健康課長

次の 103 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 2 目特定健診事業費で 1,085 万 2,000 円の減額補正でございます。これは健診の 1 人当たりの単価が当初見込みより約 2,000 円下回ったことによるものと、健診の自己負担の扱いが前年同様の扱いとなり、健診機関に直接支払ったことによる減額がその主なものでございます。

3 目特定保健指導事業費で 270 万 1,000 円の減額補正でございます。これは特定保健指導参加者の当初見込みを 300 人としておりましたが、111 人に下回ったことがその主なものでございます。

○鈴木国保年金課長

次の 105 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目基金積立金で 14 万 7,000 円の増額補正は、財政調整基金積み立て利子の増加に伴うものであります。

次に、89 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で 4,148 万 1,000 円の増額補正ですが、これは一般被保険者に係る保険給付費等の増加に対するものであります。

2 節過年度分で 1,580 万 6,000 円の増額補正は、前年度分の確定に伴うものであります。

2 目 1 節高額医療費共同事業負担金で 184 万 4,000 円の増額、2 項 1 目財政調整交付金 1 節普通調整交付金で 854 万 1,000 円の増額、4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 節現年度分で 2,554 万 2,000 円の増額は、いずれも歳出の増額に伴うものであります。

6 款 1 項、次のページにまいりまして、1 目高額医療費共同事業負担金で 184 万 4,000 円の増額、2 項 1 目財政調整交付金で 732 万円の増額も、歳出の増額に伴うものであります。

2 目乳幼児医療費補助金で 82 万 1,000 円の増額、7 款 1 項 1 目共同事業交付金で 737 万 7,000 円の増額、2 目保険財政共同安定化事業交付金で 1,284 万 6,000 円の減額は、いずれも本年度分の確定に伴うものであります。

8 款 1 項 1 目利子及び配当金で 14 万 7,000 円の増額は、財政調整基金積み立て利子の増加に伴うものであります。

9 款繰入金、次のページにまいりまして、1 項 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金で 2,859 万 8,000 円の増額補正は、補正の不足財源に充てさせていただくものであります。

なお、ここで国民健康保険事業財政調整基金の保有額を申し上げます。ただいまの補正後の金額になりますが、2 億 8,091 万 9,893 円であります。

次の、2 項 1 目一般会計繰入金 5 節その他一般会計繰入金で 82 万 1,000 円の増額補正は、乳幼児医療費分で、県の補助金と同額であります。

○岡田健康課長

次に、11 款 3 項 5 目雑入で 546 万円の減額補正でございます。これは歳出でも御説明を申し上げましたが、特定健診の自己負担金の扱いが前年度同様の取り扱いとなり、直接健診機関に支払ったことによる減額でございます。

○鈴木国保年金課長

次に、恐れ入りますが、85 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正の追加でございます。

この表に記載の 4 件につきましては、いずれも年間業務委託でありまして、業務等の開始時期が 4 月 1 日からになりますので、本年度中に契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただくもので、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○藤原委員

現時点における資格証の発行件数はどうなっているかと。

それから、所得別にわかるのであれば、例えば 7 割軽減の階層に当たるのが何人、5 割が何人、2 割が何人というようなデータがあったら出していただきたいのですが。

○角田収納課長補佐

前回の特別委員会におきまして説明しましたが、その後、昨年12月までの間に資格証の、中学生以下の資格証のいる世帯が2世帯おりましたが、こちらとの交渉で、資格証でなくて、短期保険者証を交付しております。

○藤原委員

それで、いわゆるその中学生以下の子供がいる世帯については、皆さん方が、12月中に解決するのだという表明をした次の日に、国会で、その子供がいる世帯については、保険証の取り上げはしないのだという決議を上げまして、決議といいますか、国会で通って、そういうふうなことになったのです。

ですから、私は、国で決める前に、多賀城は表明してよかったと思っているのです。いわば、まあ地方が国を動かしたという一つの典型的な事例だったと思うのです。

それで、今度問題になるのは、ではそれ以外はいいのかという問題なのです。それ以外のデータについて再度ちょっとお願いしたいのですが。

○角田収納課長補佐

資格証について、もう一度おさらいさせていただきたいと思うのですが、納期限ごとにきちんと払っていない方がおります。基準日の10月1日を基準日にいたしまして、1年前以前に滞納のある方については4カ月となります。そこで、払えないからということで、分割納付をいろいろ折衝しまして、お互いに合意が始まるわけですが、その分割納付も守っていただけない方、多賀城市としては要綱を定めまして、1カ月証をという、毎月来庁していただいて、納めてもらったら1カ月証ということで、数回の継続をしてもらえれば、4カ月証に格上げと。そして、過去1年間に滞納がなければ一般証というふうになるわけですが、資格証の方については、それも守っていただけない、そのとき、こちらとしては、1回目の納税相談、2回目の納税相談、それにも応じてもらえない方に弁明の機会を与えているわけです。それでも応じない方については、もう保険証はなしですよと、資格証ですよということになります。

それで、藤原委員の御質問なのですが、1月末現在で資格証の世帯は25世帯でございます。それで、先ほど申し上げましたように、中学生以下の子供さんのいる世帯は、12月末までに解消しております。

○藤原委員

その25世帯についても、私は資格証はやめるべきではないかというふうに思うのですが、そういう認識はありませんか。

○角田収納課長補佐

私たち徴税吏員として、お金を集める立場の者として、人間としてそれは忍びないことです。当然で、前に課長が、緊急避難的に、人道的な立場で前もやっております。私たちとしては、そのテーブルに乗ってほしいのですけれども、何せ乗ってもらえないというのが現状なものでございます。その辺を御理解願いたいと思います。

○藤原委員

これは、いわゆる法律で資格証の発行を義務化されたので、国政が悪いのです、要するに。皆さんはその範囲内でやらざるを得ないということで、忍びないと思いつつやっているわけですが、その「忍びない」と思うことが私は大事だと思うのです。

それで、子供がいる世帯については、いわば地方が国を動かして解決するというふうになりました。私は、この問題についても、やはりそういう状況をつくる必要があるというふうに思うのです。

大体、なぜこういうふうになったのかという問題なのですが、私、議員になって26年たつのですが、25年前に、国の医療費に対する負担金が4割から3割に減らされたのです。その後、いわゆる構造改革の中で、貧富の格差が非常に広がってきた、貧困が広がってきた。

実は、これは中谷巖さんという人が書いた、新自由主義の急先鋒だった人が書いた本なのですが、「懺悔の書」というふうに、「あれは失敗だった」というふうに言っていますが、今、年収200万円以下の人が1,000万人に達しているわけです。それから、貧困率は日本はアメリカに次いで第2位なのです。物すごい貧富の格差が広がっているのです。

そういう中で、国保税が上がった、それから貧富の格差が広がって、貧困が広がった、払えない人が出てくるのは当然なのです。この新自由主義の急先鋒論者であった中谷巖さんが何を言っているかという、国保の取り上げも、こんなのは人道に反するのだと。大体そんな低所得者の人のところは税金で賄うものであって、本人から保険証を取り上げるようなものではないのだというようなことを書いているわけです。

それは、その国の制度としてやはり変えてもらわなければいけないのだけれども、地方の側が、その「忍びない」という声をやはり上げてやるのが私が大事だと思うのです。それによって、私は国の仕組み自体も変えていくことができると思うのです。そういう姿勢をとっていただくと、その中学生以下の子供に対する問題と、同様の状況をつくる必要があるのではないかというふうに思っているのですがいかがでしょうか。

○角田収納課長補佐

皆さん御存じのとおり、税の中で国保税の収納率が低いというのは御存じだと思うのですが、私たち収納課として、その分割納付に応じる姿勢として、滞納があった場合については、現年をきちんと納めてもらった上で、滞納繰り越してもらったものを少しずつ納めてくださいというのをスタンスにしています。

しかし、国保税の滞納がある方は、今、藤原委員おっしゃったように、低所得者であってもそれなりの課税がされます。いろいろ窓口で市民の方と、そういう方とキャッチボールするわけですが、この方々言っているのは真に間違いないと、私なりに判断した場合は、その年税、クリアしなくとも、分割3,000円とか5,000円で当分やむを得ないでしょうと、滞納繰り越してもしょうがないでしょう。収入が安定したら少しでも増額をお願いしますというふうなスタンスで、分割納付に応じております。

○藤原委員

いろいろ柔軟に対応されているのはわかるのです。そういう点では前とはちょっと違うかなという気はしているのです。

それで、25件について具体的にお尋ねをしますけれども、今、多分資料が出なかったら、予算委員会までに出してもらえばいいのですが、25件について、その所得階層とか収入階層とか、そのデータをちょっと出してほしいのですけれども、予算委員会までいいですから。

私、一番いいのは、やはり7割軽減に該当するような人が、そういう層に該当するような人が何人で、5割軽減に該当するような人が何人で、2割軽減に該当するような人が何人で、

生活保護基準に該当するような人が何人で、というような形で出してもらうのが一番いいと思っているのですが、そのデータをお願いします。

○角田収納課長補佐

わかりました。出せる範囲内で出したいと思います。

それで、もう一つ最後に言っておきたいのは、何せ前年の所得に応じてなものですから、その当該年度に入っている、個人、個人の方が、世帯で事情が出てきて、払えなくなったというのを聞くわけです。そこのギャップと申しますか、その当時はお金が入ってきたのですけれども、今はこういうわけでいろいろ支出があったので払えないのだというふうなことがあるので、そこで、私たち徴税吏員としても困るところでございます。

○中村委員長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 16 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 17 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

○中村委員長

次に、議案第 17 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 2 の 118 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目医療給付費で 4 億 8,578 万 4,000 円の減額補正でございます。

ここで、この老人保健制度でございますが、受診の方は平成 20 年 3 月末日をもって終了しております。しかしながら、その 3 月診療分の請求は 4 月以降になるものであり、そもそも医療費の請求は診療後の 2 年間可能であります。そのため、これら月おくれの請求に対応するために、老人保健特別会計が存続しているわけでありましたが、制度変更時期にあったことから、請求のずれ込み件数が見込みより少なく、また、請求がおくれがちになりがち医療費が高額になった方々が、先ほどの 3 月診療分には少なかったと。そのようなことから、大きく減額する、そのような運びになったものでございます。

次の、2 目医療費支給費で 321 万 3,000 円の減額、3 目高額医療費で 133 万円の減額、4 目審査支払手数料で 411 万 5,000 円の減額も、ただいまの医療給付費と同様の理由によるものであります。

次に、114 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款支払基金交付金 2 億 7,389 万 3,000 円の減額、2 款国庫支出金 1 億 5,066 万 9,000 円の減額、3 款県支出金 3,766 万 7,000 円の減額、4 款繰入金 3,766 万 7,000 円の減額は、いずれも歳出で御説明申し上げました医療給付費等の減額に伴うものであります。

次の、6 款 2 項 1 目第三者納付金で 418 万 5,000 円の増額補正は、2 名分の実績に基づくものであります。

次のページをお願いいたします。

2 目返納金で 126 万 9,000 円の増額補正は、11 件分の過誤調整等の実績に基づくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 17 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 18 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○中村委員長

次に、議案第 18 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○永澤介護福祉課長

それでは、資料 2 の 137 ページをお開き願います。

介護保険事業勘定の歳出から説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 447 万 3,000 円の減額補正でございます。

まず、11 節需用費で 132 万 7,000 円の増額は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金に伴うもので、その周知用に全戸配布用パンフレット及び支援被保険者用パンフレットの印刷代でございます。次に、13 節委託料で 580 万円の減額でございます。これは介護保険システム改修業務委託料の執行残でございます。

次の 139 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費で 3,914 万 8,000 円の増額補正でございます。その主なものといたしましては、当初の見積もりと比較して、デイサービスの利用回数が約 4,700 回、特定施設、これは有料老人ホームやケアハウスでございますが、入所者が 5 名上回ったことによるものでございます。

2 目地域密着型介護サービス等給付費で 1,235 万 7,000 円の減額補正でございます。内容は、グループホーム利用者が当初の見積もりを 5 名上回ったものの、小規模特別養護老人ホームの施設整備がおこなわれているためでございます。

3 目施設介護サービス等給付費で 826 万 7,000 円の増額補正でございます。これは利用者が当初の見積もりを 3 名上回ったことによるものでございます。

4 目居宅介護サービス等計画給付費で 273 万 3,000 円の減額補正でございます。これは今年度のこれまでの給付実績に基づき減額するものでございます。

5 目審査支払手数料で 1 万 6,000 円の減額補正でございます。これも今年度のこれまでの給付実績から減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目高額介護サービス費で 711 万 4,000 円の増額補正でございます。これは当初の見積もりを 755 件上回ったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費で 401 万 3,000 円の増額補正でございます。これは今年度のこれまでの給付実績から増額をするものでございます。

○岡田健康課長

次の 145 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費 818 万円の減額補正でございます。これは特定高齢者生活機能評価業務委託料でございますが、今年度から生活機能評価方法が変わり、1 人当たりの単価が当初見込みより約 2,400 円減額になったことによるものでございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目包括的支援事業費で補正額はございませんが、説明欄記載 1 の、包括的支援事業職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○永澤介護福祉課長

次の 149 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目基金積立金で 1,679 万 9,000 円の増額補正でございます。

まず、1、介護保険事業財政調整基金は、給付費の増額補正により財政調整基金積立金を 759 万 3,000 円減額するものでございます。

なお、補正予算後の財政調整基金現在高は 2 億 5,683 万 6,997 円となる予定でございます。

次に、2、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 2,439 万 2,000 円は、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てるものでございます。

次の 151 ページをお願いいたします。

これは平成 20 年度から地域包括支援センターをすべて民間委託いたしましたことによりまして、本年度をもって介護サービス事業勘定を廃止するものであります。それに伴い、7 款 2 項 2 目介護サービス事業勘定繰出金の予算額をゼロとするものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

129 ページへお戻り願います。

歳入について説明させていただきます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金で 726 万 2,000 円の増額補正でございますが、歳出で説明いたしました介護給付費の増額に伴い、国庫負担金が増額するもので、説明欄に補正の詳細が記入されております。

内訳は、居宅介護給付費で 299 万 4,000 円の増額、施設等給付費で 426 万 8,000 円の増額、計上済額 3 億 9,886 万 7,000 円との差額 726 万 2,000 円を増額するものでございます。

2 項 1 目調整交付金で 112 万円の増額補正でございますが、これも給付費の増額に伴い計上済額との差額を増額するものでございます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）で 204 万 5,000 円の減額補正でございますが、介護予防事業費の減額に伴い交付金が増額となるものでございます。

4 目事業費補助金で 197 万 8,000 円の増額補正でございますが、電算システムの改修費補助金でございます。

次の 131 ページをお願いいたします。

6 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金で 2,439 万 2,000 円の増額補正でございます。

内訳は、保険料軽減分として平成 21 年度分 1,464 万 8,237 円、22 年度分 749 万 5,896 円、その他経費分 224 万 7,000 円は、広報費用等の事務経費でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金で 1,346 万 1,000 円の増額補正でございますが、これも給付費の増額に伴い交付金が増額となるものでございます。

2 目地域支援事業支援交付金で 253 万 6,000 円の減額補正でございますが、介護予防事業費の減額に伴い交付金が増額となるものでございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金で 685 万 1,000 円の増額補正でございますが、これも介護給付費の増額に伴うものでございます。

次の 133 ページをお願いいたします。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）で 102 万 3,000 円の減額補正でございますが、介護予防事業費の減額に伴い交付金が増額となるものでございます。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金で 16 万 8,000 円の増額補正でございます。これは介護保険事業財政調整基金利子でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 445 万 2,000 円の減額補正でございます。

まず、1 節介護給付費繰入金で 542 万 8,000 円の増額でございますが、給付費の増額に伴う一般会計負担分として増額するものでございます。

2 節地域支援事業繰入金（介護予防事業）で 102 万 3,000 円の減額でございますが、予防事業費の減額に伴い一般会計負担分が増額となるものでございます。

3 節その他繰入金で 885 万 7,000 円の減額でございます。

1、職員給与費等繰入金で 15 万 8,000 円の減額でございますが、これは給付費と人件費の調整によるものでございます。

2、事務費繰入金で 869 万 9,000 円の減額でございますが、その主なものは、システム改修費用の確定によるものでございます。

次の 135 ページをお願いいたします。

2 項 2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で 224 万 7,000 円の増額補正でございます。これは事務費として繰り入れ、パンフレット印刷等に充てるものでございます。

3 項 1 目介護サービス事業勘定繰入金で 15 万 8,000 円の増額補正でございます。これは介護保険サービス事業勘定の清算をするものでございます。

次に、125 ページにお戻り願います。

第 3 表、債務負担行為補正（保険事業勘定）でございますが、ファクシミリ保守点検業務から紙おむつ支給事業委託までの 8 件を追加するものでございます。

これは、いずれも 4 月 1 日から業務委託契約を締結するもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上で保険事業勘定の説明を終わります。

次に、158 ページをお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出を説明申し上げます。

本年度で介護サービス事業勘定を清算するというものでございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 4,000 円の減額補正でございます。

次の 160 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目介護予防支援事業費で 6 万 4,000 円の減額補正でございます。

次の 162 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目一般会計繰出金で 1,000 円の減額補正でございます。

2 目保険事業勘定繰出金で 15 万 8,000 円の増額補正でございます。

次の 164 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目予備費で 3 万 9,000 円の減額補正でございます。

次に 156 ページにお戻り願います。

歳入について説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス等計画費収入で 5 万 3,000 円の増額補正でございます。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 1,000 円の減額補正でございます。

2 項 1 目保険事業勘定繰入金で 1,000 円の減額補正でございます。

3 款 1 項 1 目雑入で 1,000 円の減額補正でございます。

今回の補正予算により、介護サービス事業勘定を清算し、残金は全額保険事業勘定に繰り出すものでございます。

以上で介護保険特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 18 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 19 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

○中村委員長

次に、議案第 19 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○櫻井下水道課長

それでは、歳出の方から御説明申し上げます。

資料 2 の 178 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 779 万 9,000 円の減額補正でございます。

1 の、一般管理事務に要する経費 165 万 1,000 円の追加をお願いするものでありますが、詳細には、1 節報酬で下水道建設事業再評価委員会を建設部と合同で公共事業再評価監視委員会を実施したことに伴い、未執行となったことから 7 万 8,000 円の減額、19 節負担金、補助及び交付金につきましては、上水道庁舎共通経費の精査並びに上水道料金システムの改修に伴い、水道庁舎負担金 172 万 9,000 円の増額をお願いするものであります。

次に、2 の、下水道地震対策緊急整備計画策定に要する経費につきましては、次年度より防災と減災を組み合わせ総合的に地震対策を実施できる国の補助制度が創設されたことにより、実施を次年度に見送ったことによる 945 万円の減額をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

2 項 1 目雨水管理費で 500 万円の減額補正をお願いするものであります。

1 の、雨水施設維持に要する経費 500 万円の減額であります。13 節委託料、雨水ポンプ場等の施設維持管理等業務委託について、今後の執行見込みを精査したことによる減額であります。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目賦課徴収費で 18 万 7,000 円の減額補正でございます。

1 の、賦課徴収事務に要する経費であります。9 節旅費と 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、研修費等の未執行によるものであります。

18 節備品購入費につきましては、当初、書類用の共用キャビネット購入を予定していたところですが、中で未使用となったキャビネットを再利用したことにより、購入不要になったことから減額するものであります。

2 目汚水管理費で 2,858 万 8,000 円の減額補正でございます。

1 の、汚水管理事務に要する経費の 9 節旅費と 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、研修費等の未執行によるものであります。

27 節公課費の 2,600 万円の減額につきましては、塩竈税務署より、消費税納税の基準期間中における平成 17 年度会計は 19 年度と異なる会計と判断され、消費税法第 9 条及び第 12 条の 2 の規定に基づき、消費税納税が免除されたことによるものであります。

2 の、汚水施設維持に要する経費の 16 節原材料費については、今後執行見込みを精査したことにより 200 万円の減額をお願いするものであります。

3 の、汚水処理に要する経費の 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、本市から隣接市町に流出する汚水量を精査したことにより、相互流出負担金を 50 万円減額するものであります。

3 目水質規制費で 100 万円の減額補正でございます。これは水質検査委託業務の確定により減額するものであります。

次のページをお願いします。

2 款 1 項 2 目流域下水道建設費で 295 万 3,000 円の減額補正でございます。

1 の、仙塩流域下水道建設事業負担金 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、宮城県からの今年度の建設事業に係る市町村負担金の確定に伴い、295 万 3,000 円を減額するものであります。

次のページをお願いします。

3 款 1 項 1 目公債費で、補正額の増減はございませんが、財源の組み替えでございます。

1 の、借入金償還費（元金）で、後で説明いたします歳入における下水道使用料増加に伴う財源の組み替えによるものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

176 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目下水道受益者分担金で 16 万 4,000 円の減額補正でございます。これは科目修正による減額補正であります。

2 項 1 目下水道事業受益者負担金で 86 万 8,000 円の増額補正でございます。これはただいま申し上げた分担金と負担金との修正による増額と、当初、3 年分割納入としていた方が、一括納入したことによる増額であります。

2 款 1 項 1 目下水道使用料で 1,394 万 6,000 円の増額補正でございます。これは今後の収入見込みを精査したことによるものであります。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 5,717 万 7,000 円の減額補正でございます。これはさきに説明申し上げました歳出における消費税申告免除、下水道地震対策緊急整備計画策定業務の次年度補助活用による減額及び下水道使用料の歳入の増加等によりまして減額するものであります。

9 款 1 項 1 目下水道事業債で 300 万円の減額補正でございます。これは仙塩流域下水道建設事業負担金の確定に伴い減額するものであります。

次に、170 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。

公共下水道建設事業（浸水対策事業）の 3,674 万円の繰り越しをお願いするものであります。これは、浮島字宮前地区の浮島 2 号雨水幹線の整備工事ではありますが、この工事は県が施行している都市計画道路玉川岩切線道路改築工事にあわせて施行するために、県に委託している工事ではありますが、道路本体の地盤改良に不測の時間を要し、ボックスカルバートの敷設工事の着工がおくれ、年度内完了が困難となり、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、公共下水道建設事業（単独）の 1,590 万円の繰り越しをお願いするもので、これも県事業の玉川岩切線道路改築工事に伴い、旧歴史資料館南側に敷設していた浮島 1 号汚水幹線の移設ではありますが、道路本体工事のおくれにより、年度内完成が困難となり繰り越しをお願いするものであります。

なお、浮島 2 号雨水幹線につきましては 8 月末、浮島 1 号汚水幹線につきましては 5 月末の完了を予定しております。

171 ページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正の追加でございます。

これは平成 21 年度で予定しております業務につきまして、4 月 1 日からの業務を円滑に行うため、今年度中に契約等の事務処理を開始する必要があるものについて、債務負担行為を設定するものでございます。

内容的には経常的な業務でございます。

次に、172 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正の変更でございます。

これは先ほども御説明申し上げました仙塩流域下水道建設負担金の確定に伴うもので、300 万円の減額をお願いするものでございます。

補正後の限度額の合計は 7 億 6,650 万円となるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

続きまして、資料を説明させていただきます。

資料 3 の 28 ページをお願いいたします。

平成 20 年度債務負担行為補正内訳表、これは先ほど説明申し上げました内容でございます。

29 ページ目をお願いいたします。

下水道事業の雨水、汚水の元利償還金の内訳とそれに対する財源の内訳が、当初予算時に比べてどう変わってきたかを表したものであります。

当初予算時における元利償還金の合計額は、上段の表中、合計欄で 20 億 7,286 万 9,000 円、これを賄う財源として、下水道使用料を 4 億 711 万 8,000 円、資本費平準化債を 5 億 1,080 万円、下水道事業債特別措置分を 8,640 万円充当し、最終的に一般会計繰入金は全体で 10 億 6,855 万 1,000 円としておりました。

これが、3 号補正後におきましては、元利償還金が、中段表中の合計欄で、当初予算と比べ 4,198 万 1,000 円減額の 20 億 3,088 万 8,000 円、これを賄う財源につきましては、下水道使用料が 3,470 万 7,000 円増額の 4 億 4,182 万 5,000 円、資本費平準化債が 1,850 万円増額の 5 億 2,930 万円、下水道事業債特別措置分が 40 万円増額の 8,680 万円となり、さらに仙塩流域下水道維持管理負担金返還金の確定により 6,941 万 3,000 円充当され、結果的に一般会計繰入金は、1 号補正から 3 号補正により 1 億 6,500 万 1,000 円減額の 9 億 355 万円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○吉田委員

183 ページ、消費税の関係ですが、免除される関係についての説明を伺いたいのですが、消費税法の適用条文が変わったやに説明がありました。その理由等について御説明願います。

○櫻井下水道課長

消費税の減免なのですけれども、下水道事業は平成 17 年度は特別会計、平成 18 年度は企業会計、平成 19 年度は特別会計と移行しておりました。

今回、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの下水道事業、平成 19 年度事業、平成 20 年度申告分につきましては、前会計からの引き継ぎはあるものの、基準期間、消費税法第 2 条ですけれども、前々年度としております。基準期間に存在した特別会計、平成 17 年度特別会計とは異なる会計と解釈すると。基準期間に存在した特別会計の決算額、平成 17 年度の決算額は、平成 19 年度特別会計とは別の会計の決算額であるため、基準期間はないということで減免を受けてものでございます。

○吉田委員

特別会計とは異なるという、そういう位置づけですね。

○櫻井下水道課長

平成 17 年度会計におきましては、条例等で廃止している、極端に言いますと、会社が変わったというような内容でございます。

○昌浦委員

資料 2 の 179 ページなのでございますが、下水道地震対策緊急整備計画策定に要する経費の中で委託料、何か御説明では、平成 21 年度の方という話なのですけれども、何かこの予算案説明要旨の中でも、何かちょっと触れておるのですけれども、根本的に、地震に対する下水道をどう守るかということに関して、担当部署としてはどのようにお考えなのでしょうか。

例を申し上げますと、仙台市は、ライフラインに沿って、住宅密集地にあるあの老朽した下水道管を延命化措置をどんどん、どんどんやっているのです。過日、NHK の放送でもそれが紹介されていたのですが、その辺どうお考えなのかだけ 1 点お聞かせください。

○櫻井下水道課長

平成 20 年度に予算計上しておりました下水道地震対策緊急整備事業につきましては、地震時の下水道が最低限有する機能を確保するため、施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を、あわせて進めることを目的としておりました。

今回、平成 21 年度に延ばしたという理由につきましては、新たな創設の中で、下水道総合地震対策事業というのが創設されました。これは下水道の地震による被災は、トイレの使用不可能、水道水源の汚染となるばかりでなく、雨水排水の機能の喪失による浸水被害の発生、道路陥没による交通障害の発生等、住民の生活等に重大な支障を来すことになると。

こういったことを踏まえ、重要な下水道施設の耐震化を図る防災、被災を想定して被害の最小化を図る減災を組み合わせた、総合的な地震対策制度が整備されたということで、今おっしゃるように、いつ起こるかわからないという内容で、できるだけ早く整備計画を立て、進めていきたいと考えております。

○昌浦委員

先ほど申し上げたニュースの中で、既存の管の中にビニールのようなもの、と言ったら、私、ちょっと表現として妥当かどうかわかりませんが、それをずうっと延ばして、何か空気か何を入れるとそれで膨らんで、地震などが来ても柔軟に動くために、折れたりしないというような工法を仙台市はとって、安上がりに、そして短期間にいろいろな敷設面積、面積ではなく、長さですか、下水道管の長さを稼いでいるというか、そういう工法をとっているのが報道されているのです。

本市としても、そのような工法をもって、管そのものを入れかえるのではなくて、既存の管を延命化していくような方法論というものもお考えなのでしょうか。この際お聞きしたいと思いますので、御回答ください。

○櫻井下水道課長

通常、污水管渠の調査、カメラ等を入れまして調査して、特にクラック等が入っていたところにつきましては、今、委員がおっしゃられたような、内面をコーティングするというような形で補修はしてございます。

ただ、今おっしゃられましたように、こういったものを、施設の更新時期を迎えまして、それらをあわせて、やはり施設の更新か、延命か、そういったものを計らっていかなければ、あとあわせて耐震化も図っていかねばならないと考えております。

○昌浦委員

それでは、最後なのですけれども、よく防災担当の方は、「いつ来てもおかしくない」と、宮城県沖地震級のものがいつ来てもおかしくない、おかしくないという、市政だより等々で書いているのです。市民もそういうふうなことで、私の町内会なども、今、防災組織をつくるのに鋭意頑張っているところなのです。

ですから、地震というのは待たなし、あるいは今すぐ起きるかもしれないような状況におるので、できるだけ早く、各ここにいらっしゃるいろいろな課長たちも、それぞれ地震対策等を含めて、早目に対策していくのだというお考えのもとにやっていただきたいと思えますし、また、下水道に関しても、できるだけ早目に計画を立てて、逐次もうどんどん進んでいていただきたいと思えますので、それを要望させていただきます。

○藤原委員

下水道使用料増収 1,394万 6,000円、これは対象戸数がふえたというのが主な理由ですか。それとも大いに使ってもらったということなのでしょうか。その辺の理由をお願いします。

○櫻井下水道課長

下水道使用料が増収した、下水道の使用者の方には、上水道の使用者の方、あと上水道以外の地下水もしくは工業用水道を使用されている方がございます。

今年度に限り、今年度を見てもみますと、工業用水道の使用者、あと地下水を利用している方、これらの伸びが大きかったということで、増収というふうになってございます。

○藤原委員

それから、何年前でしたか、賦課漏れが見つかって、集中的な取り組みをやったときがありました。それで、水道を利用しているけれども、下水道は使用していないという方は、現時点ではどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

それから、日常的な賦課漏れを防ぐ手だてというのは、現在としてはどういうふうなことをやられておるのかということなのですがどうでしょう。

○櫻井下水道課長

(「資料がなかったら後でもいいです」の声あり) 工業用水道の利用している方につきましては9事業所、あと井戸水を使用している方については18事業所というようなことでございます。

あと、今の接続調査に関する内容でございますけれども、前回、無届工事のことがありまして、接続調査について改めて調査をさせていただきました。対象件数は555件という内容で調査をさせていただいております。

これは、水道等を利用して、下水道が使用されていない状態になっているところということで、改めて調査をさせてもらいまして、今現在わかっている段階で52件の無届け、あと未賦課というものが45件当たってございますけれども、そのうち36世帯等につきましては、事情等をお話し申し上げまして、了解をもらっているというような内容で、今後こういったことがないようにということで、うちの方での賦課漏れ、未賦課、そういったことはどうして起きるのかということを取りまとめまして、水道の方とも打ち合わせを行い、新たなこういったパターンもありますよというようなことで、打ち合わせをしておるという内容でございます。

ただ、無届け工事につきましては、これはもう申請書類も何も出てこないというような内容でございます。なかなか発見的には難しいのですけれども、今現在、下水道を使用されていない方ということで、今後も現場の調査を進めていきたいというようなことで考えてございます。

○藤原委員

無届けで工事をして、水を使わないという、もし入居された場合ですが、水を使わないというのは想定されない。ですから、やはり検針の人たちに協力をもらって、無届けについてはできるだけ早く発見するという努力を、今後ともやっていただきたいというふうに思います。

それから、資料3の29ページなのですが、汚水の元利償還に対する一般会計からの繰り入れというのは、とうとう1億5,475万3,000円まで減りました。これをやはりゼロにする気概を持って、そういう無届け等についてはぜひ頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

それから、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金、これは過去の黒字分についての返還を今受けているのでしたね。例えば平成20年度の流域下水道の収支の状況、あるいは19年度の収支の状況というのはつかんでいますか。要するに、今返されているのは、過去の二十何億円かのまとまった黒字分を返してもらっている金額でしょう。この6,941万3,000円というのは。

赤字が出るということは私はないと思うのですが、毎年、毎年もう黒字が出ているのではないかと思うのです。18年度も19年度も。20年度はまだ決算していないのでわかりませんが、そういう状況というのは、当然資料が来ているのではないかと思うのですが、

その仙塩流域下水道の収支状況については、把握しているのかどうかという点ですがいかがですか。

○櫻井下水道課長

現在の剰余金の返還につきましては、これは本来、下水道使用料金、期間ごとにやりますけれども、それを当然精算して、その分については戻すか、もしくは内部剰余金として持つかというようなことでしたが、これが平成13年度まではそういったことがされてなくて、県の内部で保管されていたというようなことが発覚されまして、当時24億円何がしかの剰余金が発生したと。それらにつきましては、本来精算すべきものであるということで、一括精算ということの形になればよかったですけれども、なかなか金額も大きいものですから、24億円、これは仙塩流域下水道分ですけれども、仙塩流域の24億円の何がしについては、13年度からの10年間で返還しますと。

というのは、当時、維持管理負担金が増える見通しだったのですけれども、その精算につきましては、その精算金をもって累計収支を出しまして、これくらいかかりますよと、不足になった分については、剰余金の中からお金を出して、もし計画どおりにまで費用がかからなかった場合は、毎年返還するというような内容になってございます。

ですから、前年度の精算をもって初めて剰余金が発生するかどうかというふうな内容になってございます。

前にお話ししましたとおり、平成22年度までの精算金、あと5億円何がしが残っているのですけれども、現在の料金につきましては、平成20年度までの33円と、これはあくまでも33円を維持してきたというのは、この剰余金精算をもって不足する分を賄ってきたので33円ということが維持されてきたわけですが、21年から23年、24年から26年までの料金算定が今後考えられてございます。流域関連の担当会議の中で、できるだけ下水道の使用料33円については平準化してもっていきたいというようなこともありまして、今まで、22年度まで精算を行いますというような内容であったものを、今後は26年度までその平準化するために剰余金精算を延ばすというような内容で、今、話が進められて、ある程度大筋確定しているというような内容でございます。

○藤原委員

そうすると、平成13年度までの精算は、22年度まで続くというのですか。

○櫻井下水道課長

済みません。今まではその精算というのは22年度までで精算しますというお話であったものを、今後は料金の平準化のために26年度まで延ばします、精算しますということです。

○藤原委員

それから、もう一つは、その平成14年度以後の分については、まとめてやるというやり方ではなくて、もうその都度、その都度やっているというふうに理解しているのですね。ですから、要するに、それ以降の分について、流域下水道の方が持っている分というのはないのだと、基本的に。

○櫻井下水道課長

そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 19 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで 10 分間の休憩に入ります。再開は 11 時 20 分でございます。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 21 分 開議

○中村委員長

時間になりましたので再開いたします。

- 議案第 20 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○中村委員長

次に、議案第 20 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 2 の 198 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 453 万 6,000 円の増額補正ですが、これは後期高齢者医療事務システム保守管理業務といたしまして、保険料の軽減措置及び特別徴収と口座振替の選択制等に対応するための委託料であります。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は財源の組み替えでございます。

次に、196 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料で 1,460 万 5,000 円の増額補正は、年度末調定見込額に対し収納率を 99.2%に見込んだものであります。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金で 1,460 万 5,000 円の減額補正は、保険基盤安定繰入金金の確定に伴うものであります。

5 款 1 項 1 目国庫補助金で 453 万 6,000 円の計上は、歳出で御説明申し上げました後期高齢者医療事務システム保守管理業務に係るもので、10 割の補助分であります。

次に、恐れ入りますが、192 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正の追加でございます。

この後期高齢者医療事務システム保守管理業務委託につきましては、年間業務委託でありまして、業務開始が 4 月 1 日からになりますので、本年度中に契約の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、予算措置につきまして、新年度の予算に計上させていただくもので、期間限度額につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○藤原委員

資料 2 の 196 ページで、保険料の補正がありました。当初率非常にいいようなのですが、もちろん年金天引きをやっているわけなので、いいのは当たり前なのですが、年額 18 万円以下の方、月額 1 万 5,000 円以下ですが、そういう方は普通徴収といいますか、役所で納付書を渡して、納めていただくというふうになっていますね。

こういう方々の滞納が心配されています。1 年以上滞納した場合には、こういう方々には保険証をやらないというふうになっているわけですね。その年額 18 万円以下の年金生活の方々の収納率の状況はどうなっているのかということについて、御報告いただきたいのですが。

○鈴木国保年金課長

ただいまの収納率の件でございますが、お話しありましたように、特徴につきましては100%で計算させていただいております。普通徴収につきましては98%、合わせて99.2%というふうに考えております。

それから、特別徴収と普通徴収の割合でございますが、特別徴収が現在60%、普通徴収が40%でございます。

それから、18万円未満、いわゆる小額の収入でもって、軽減割合の関係でございますが、7割軽減、一応、いわゆる最大限の軽減をされている方が、全世帯数約4,700世帯のうち1,400世帯ぐらいが、今の7割を越える軽減を受けている状況下でございます。

○藤原委員

普通徴収の収納率98%、非常に皆さんが頑張っているというのもあるでしょうし、けなげに皆さん方が納めているというのもあるのですが、何件中、何件というふうになるのですか、その収納率98%というのは。

○鈴木国保年金課長

収納率の話になりますと、今進行中の状況でございますが、日々集計作業を続けておるわけでございますが、詳細な資料は今まとまってございません。

それで、ここで今収納率の話を申し上げましたけれども、このお金は広域連合に納付する形になります。低く見ておって、金額がある程度でおさまると、歳出できなくなります。結構頑張って余計目に見ていないと、広域連合には納付できなくなると。もし足りなければ、臨時議会とかお願いしなければいけないので、頑張って99.2%という数字を出させていただきます。

また、この数字につきましては、広域連合と調整済みの金額でございます。

○藤原委員

いずれにしても、その年金18万円以下の方々の滞納が理由による、保険証未支給が非常に心配されています。これについては人道的な立場で柔軟に対応していただきたいと思うのですがいかがですか。

○鈴木国保年金課長

今の資格証明書の件に話が戻りますけれども、1年以上滞納した場合ということですから、新年度に入らないとその話にはまいらないわけでございますが、以前にもお話し申し上げましたけれども、多賀城独自の方法はとらないつもりでございます。広域連合の中に多賀城は入っておりますので、広域連合と連携をとりながら、決して多賀城だけがおかしい方法、そのような話には乗らないように頑張っていきたいと。

また、いろいろ皆さんから御指導いただきました話も、広域連合の会議の中で申し上げまして、住民を守っていききたいとそうように考えておりますので、よろしくお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 20 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 21 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○中村委員長

次に、議案第 21 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

● 収入支出一括説明

○中村委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

それでは御説明申し上げます。

資料の 203 ページをお願いします。

平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 3 号) でございます。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございます。

第 2 条第 2 号は、年間配水量でございます。633 万 8,225 立方メートルを 19 万 8,560 立方メートル減量して、613 万 9,665 立方メートルに改めるものでございます。

同じく、同条第 3 号は、1 日平均配水量でございます。1 万 7,365 立方メートルを 544 立方メートル減量して、1 万 6,821 立方メートルに改めるものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。

予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございますが、1 款水道事業収益 4,640 万 9,000 円減額し、19 億 9,793 万 6,000 円とするもので、減額の主なものは水道料金収入でございます。

次に、支出でございますが、1 款水道事業費用 2,009 万 6,000 円を増額し 18 億 3,882 万円とするものです。増額の主なものは、固定資産除却でございます。

次に、204 ページをお願いします。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。

第 4 条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 5,194 万円を、270 万 6,000 円減額し 4 億 4,923 万 4,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,380 万 7,000 円を、8 万 3,000 円減額し 1,372 万 4,000 円に、当年度分損益勘定留保資金 2 億 6,347 万円を、3,670 万 8,000 円増額し 3 億 17 万 8,000 円に、建設改良積立金 1 億 7,466 万 3,000 円を、3,933 万 1,000 円減額し 1 億 3,533 万 2,000 円に、水資源開発負担金 588 万円を、561 万 9,000 円増額し 1,149 万 9,000 円に改めるものでございます。

次に、第 5 条は、債務負担行為でございます。

複数年契約する業務や新年度当初から始める業務など、本年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものについて、予算第 5 条中に定める債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

これに関連する資料といたしまして、214 ページに債務負担行為に関する調書、また、資料 3 の議案第 21 号関係資料 30 ページに、平成 20 年度債務負担行為補正内訳表がありますので、御参照願えればと思います。

次に、205 ページをお願いします。

第 6 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。

予算第 9 条第 1 号は、職員給与費でございますが、2 億 3,483 万 5,000 円を 200 万円減額し、2 億 3,283 万 5,000 円に改めるものでございます。

次に、210 ページをお願いします。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。

1 款水道事業収益で 4,640 万 9,000 円の減額補正をするものでございます。

1 項 1 目給水収益で 4,923 万 8,000 円の減額補正を行うものでございますが、これは水需要の減少による水道料金収入の減額でございます。

2 項営業外収益で 282 万 9,000 円の増額補正をするものでございます。

1 目受取利息及び配当金で 110 万円の増額補正であります。当初予算では公金を利息のつかない決裁普通預金で管理しておりましたので、科目設定のみとしておりましたが、歳入確保の観点から、定期預金等で運用したことに伴いまして増額補正するものでございます。

3 目他会計負担金の 172 万 9,000 円の増額は、下水道会計からの負担金でございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用で 2,009 万 6,000 円の増額補正でございます。

1 目原水及び浄水費で 865 万円の減額補正をするものでございます。各節での減額は配水量減少に伴う費用減でございます。

2 目配水費で 41 万 2,000 円の減額でございますが、同じく配水量減に伴うものでございます。

5 目業務費で 803 万 2,000 円の減額は、委託料の減額であります。

6 目総係費で 200 万円の減額でございます。給料、手当、法定福利費の減額は職員 1 名、3 カ月分の減によるものでございます。

7 目減価償却費の減額 236 万円は、確定によるものでございます。

8 目資産減耗費の 4,284 万 7,000 円につきましては、県道玉川岩切線の供用開始に伴いまして、現在使用していない新田浄水場からの送水管、場所的には南宮のライスセンター前になりますか、延長にして 1,310 メートルの資産減耗とモルタル注入工事の除却費を増額補正するものであります。

2 項 2 目消費税及び地方消費税 129 万 7,000 円は、預り消費税の減額によるもので、消費税として納付するものでございます。

212 ページをお願いします。

資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

初めに収入から御説明申し上げます。

1 款資本的収入で 670 万 6,000 円の増額補正をするものでございます。

2 項 1 目他会計負担金で 73 万 9,000 円の減額補正は、消火栓設置工事に係る一般会計負担金の確定によるものでございます。

3 項 1 目水資源開発負担金で 590 万円の増額でございます。当初見込みより集合住宅及び宅地分譲などの建築等が見込まれることから、計上済額との差額分を追加するものでございます。

4 項 1 目有形固定資産売却代金で 15 万 2,000 円の減額は確定によるものでございます。

5 項 1 目工事負担金で 169 万 7,000 円の増額は、ガス局との共同埋設工事による負担金でございます。

次に、支出でございます。

1 款 1 項 4 目その他の減額補正でございますが、これは 9 月補正で計上させていただきました災害用備品、加圧式ポンプ車購入に伴う執行残によるものでございます。

次に、214 ページでございますが、これは先ほど 205 ページで説明申し上げました債務負担行為に関する事項を調書としたものでございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○中村委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○藤原委員

210 ページの、資産減耗費、固定資産除却費 4,284 万 2,000 円ですが、これは要するに、減価償却がまだ終わっていない、残存価格が 4,284 万 7,000 円あったものを、廃棄処分といいますか、使わないことにしたということで、ここに数字がのったものだと思うのですが、これは玉川岩切線の工事に関係してこうなったということなのですか

そうすると、かわりの工事が県から依頼があって、別の工事をしているのではないかという気がするのですけれども、その辺の仕組みをちょっと教えてほしいのですが。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

もともとあそこに、二中の裏側になりますか、あそこに農道がありまして、新田浄水場からの送水管を埋設していると。今回、都市計画道路と重複しまして、その分、使っていない管なのですけれども、もともと県の方から協議がありまして、送水管として使用した場合は、特に水道部としては支障ないですということで回答してございます。

それが、新しくなる道路に伴いまして、道路のセンター、あと、どか掘りが深くなると。いろいろ送水管でなくて、配水管に何か切りかえたとき、そういった深くなることによつての土どめとか、あと緊急に維持管理ですか、そういう面でなかなか大変だということで、今回除却しているわけなのですけれども、特にその送水管で使用した場合は、特に支障はないということで回答して、補償はされておりません。

○藤原委員

もともと使っていなかった管を除却したので、いわゆる代替の工事などというものはなかったのだというふうに理解していいのですね。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

そのとおりです。

○藤原委員

それから、これは、実際の支出に伴わない予算計上ですから、損益勘定留保資金に当然なるのだと思うのですけれども、そういう理解でいいのかということです。

○小幡管理課長

そのとおりでございます。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 21 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中村委員長

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 15 号から議案第 21 号までの平成 20 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 43 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 中村 善吉